

西宮市地域子育て支援促進事業実施要綱

(目的)

第1条 核家族化や近隣関係の希薄化が進行する中で、子育て中の親の孤立化を防ぎ、育児に関する悩みや不安を解消し、また、育児不安が原因となる児童虐待を防止するなど、保育所を通じて在宅児童の子育てを地域で支援することを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱は、前年度中に民間保育所及び認定こども園（以下「民間保育所等」という。）から申請のあった地域子育て支援事業のうち、市が認めた事業（認定事業）及び申請に対し原則市が許可する事業（許可事業）に適用し、予算の範囲内において助成金を交付する。

(対象児童等)

第3条 児童福祉法第24条の規定による保育の対象とならない在宅の親子とする。また、参加者の選定については、初めて参加する親子を優先する等より多くの親子が参加できるよう配慮する。

(事業内容及び助成単価等)

第4条 事業内容及び助成単価等は別表のとおりとし、その詳細については、西宮市地域子育て支援促進事業実施要領に定める。

(利用定員)

第5条 実施民間保育所等は、あらかじめ利用定員を定めるが、当該民間保育所等の保育に支障をきたさない範囲で、弾力的に対応できるものとする。

(他の助成金との調整)

第6条 同事業について、民間保育所等が市以外の助成金を受け取る場合は、市は助成金を交付しない。ただし、実施内容が異なる場合はその限りではない。

(支払について)

第7条 西宮市地域子育て支援促進事業実施要領に規定する補助単価のうち基本額については、西宮市民間保育所等助成金交付要綱第6条の規定に準じて支払う。同補助単価のうち加算額については、事業完了後に支払うものとする。

(事業評価について)

第8条 市は、地域子育て支援促進事業評価委員会を設置し、実績報告書の検証、事業内容の効果、改善すべき点等を協議し、翌年度の事業運営に反映させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1. この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
2. この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
3. この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
4. この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
5. この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
6. この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
7. この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
8. この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 西宮市地域子育て支援促進事業

事業名		内容	要件※1	補助金額※2
必須条件	①地域交流	地域のお年寄りや地域の中高生との共同活動を通じて異世代交流を実践する。	地域との交流を規定の回数（※1）実施する。	—
	②育児相談（常時）	地域の在宅子育て家庭の保護者や児童等（以下「子育て家庭」という。）に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに係る情報の提供、支援の調整を行う。	育児相談を保育所にて随時受け付けること。	
(1) 保育所体験に伴う事業		児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない児童を対象に、親子一緒に保育所で一定期間保育所体験を実施する。	保育所体験に伴った事業を規定の回数実施する。	上限250万円
(2) 子育てに関する講座等の事業		地域の子育て家庭を対象に、子どもの成長発達や子どもとの具体的な対応・接し方等を保育所等で講座等をする。	子育てに関する講座等を規定の回数実施する。	
(3) 地域の子育てに関する情報提供		子育て家庭に様々な子育て支援に関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行う。	地域の子育てに関する情報提供を規定の回数実施する。	
(4) 保育所等の施設を開放する事業		保育所の園庭等を定期的に開放することで地域の子育てを支援する。	保育所の園庭等を規定の回数開放する。	
(5) サークル活動等に関する事業		子育てサークル活動や預かり合い保育を地域で行う者の育成・支援を行う。	サークル活動等を規定の回数実施する。	
(6) その他市が認めた事業		先駆的な取り組みを実施して地域の子育てを支援する。	内容を事前に市に申請し、市が認めた事業のみ対象とする。	上限50万円（※3）

※1 事業内容の詳細及び補助要件の規定の回数については、別紙「西宮市地域子育て支援促進事業実施要領」に定める。

※2 1園当たりの補助金額の上限は250万円とする。

※3 上限額は50万円とするが、総補助金交付額が上限額の250万円を越えた場合、それ以上の補助はなし。